

問合せ先	国家公務員倫理審査会事務局 首席参事官 井上 利 倫理企画官 井上 勉 電話 03-3581-5344 (直通)
------	---

### 公務員倫理モニター（有識者モニター）へのアンケート調査結果について

平成17年11月17日  
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会では、全国の有識者に委嘱している公務員倫理モニターから、公務員倫理についての意見・評価等を聴取し、国家公務員の倫理の保持のための施策を検討する際の参考とするため、アンケート調査を行った。

その結果は、別添のとおりである。

#### アンケート調査の概要

- ◇ 調査対象  
全国の各界有識者に委嘱している公務員倫理モニター 200 人
- ◇ 調査期間  
平成17年9月
- ◇ 調査方法  
各公務員倫理モニターへ質問票等を送付し、同封の返信用封筒により倫理審査会事務局へ回答を返送してもらう方法とした。
- ◇ 調査票回答状況  
回答者数 181 人（200 人中）  
回答率 90.5 %

(別 添)

### アンケート調査結果のポイント

本年4月の倫理規程改正について、半数近くが「知らなかった」と回答  
(P6)

【利害関係者との割り勘の飲食について、1万円以下は自由に行えるよう改正】

- 本年4月、職務に必要な意見交換や情報収集が積極的に行えるよう、利害関係者との割り勘の飲食については、職員の飲食にかかる費用が1万円以下の場合は自由に行えることとし、1万円を超える場合は届出制とすることと改正された。

倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、「妥当である」との回答が8割を超える。(P7)

【ゴルフについての個別の質問では、7割が「現行どおりでよい」と回答】

- 割り勘であっても利害関係者と共にゴルフをすることが禁止されていることについて、「現行どおりでよい」と回答した者⇒70.2% (P10)

倫理法・倫理規程違反をなくすために重要なこととして

- ・「違反行為が起こらないような組織風土の醸成」
- ・「組織のトップのリーダーシップ」
- ・「違反者に対する厳正な処分」

が多く挙げられている。(P12)

【参 考】有識者モニターの内訳、回答率

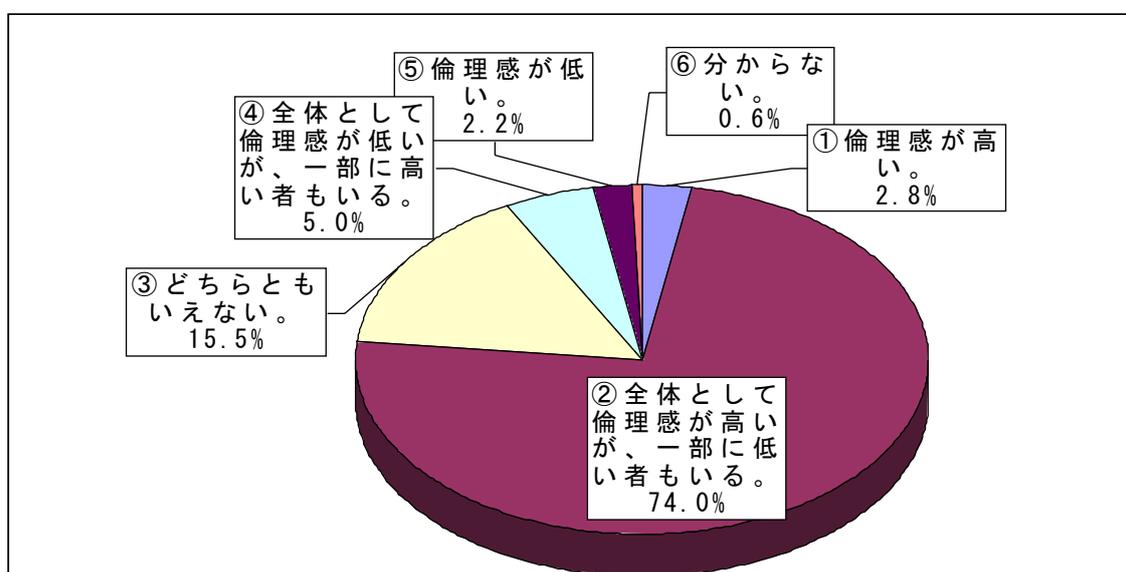
分 野	モニター数(人)	回答者数(人)	回 答 率 (%)
経 営 者	41	40	97.6
学 者	41	39	95.1
マスコミ	40	36	90.0
自治体の長	20	16	80.0
労働団体	20	16	80.0
市民団体	19	17	89.5
そ の 他	19	17	89.5
合 計	200	181	90.5

## 公務員倫理モニター（有識者モニター）へのアンケート調査結果

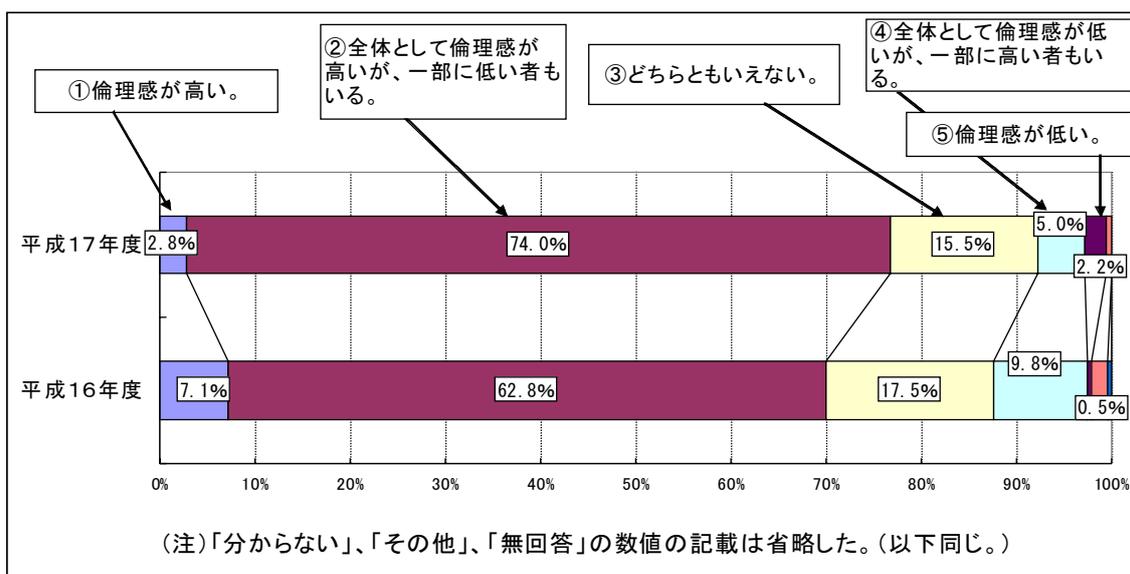
### 【国家公務員の倫理感について】

国家公務員の倫理感についての印象を聞いたところ、「倫理感が高い」は2.8%、「全体として倫理感が高いが、一部に低い者もいる」は74.0%であり、合わせて76.8%となっている。一方、「倫理感が低い」は2.2%、「全体として倫理感が低いが、一部に高い者もいる」は5.0%であり、合わせて7.2%となっている。また、「どちらともいえない」は15.5%となっている。（図1）

図1 国家公務員の倫理感について、どのような印象をお持ちですか。



### 〔参考：昨年度調査結果との比較〕



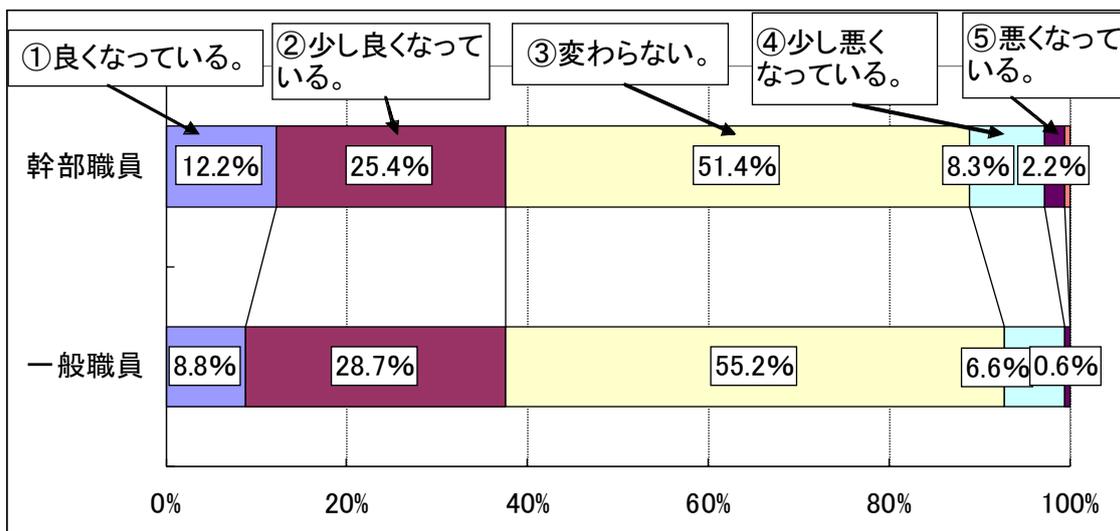
## 【国家公務員の倫理保持の状況について】

過去1年ほどの国家公務員の倫理保持の状況を幹部職員と一般職員とに分けてそれぞれ聞いたところ、幹部職員、一般職員とも「変わらない」という回答が最も多かった。

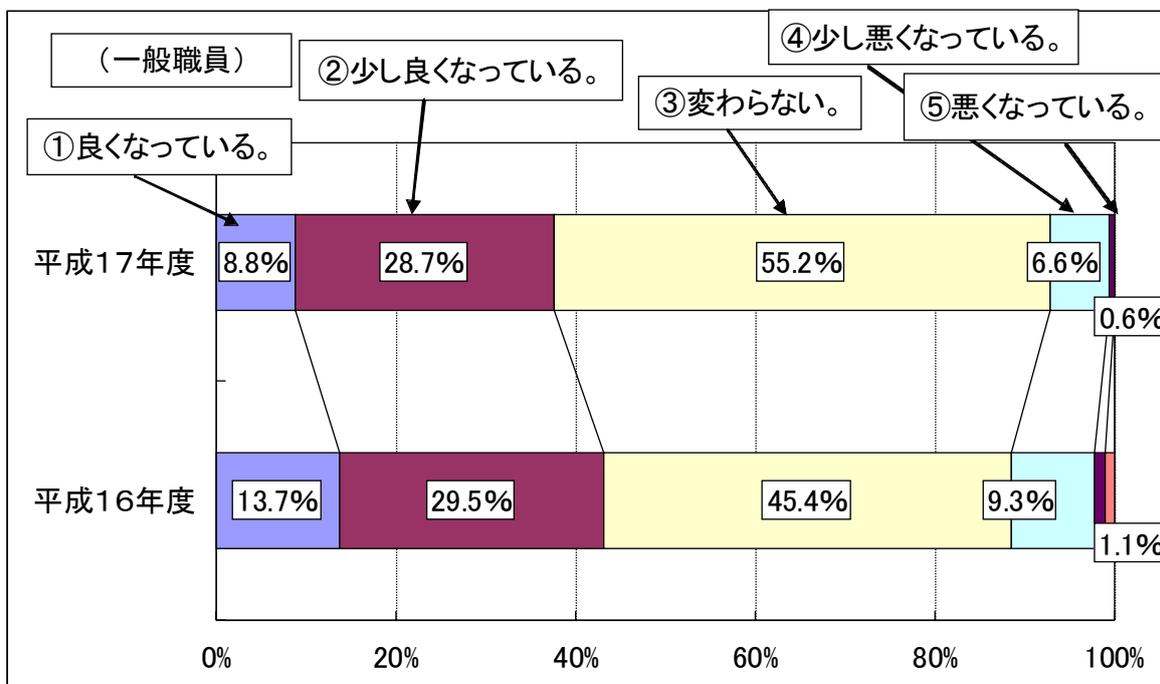
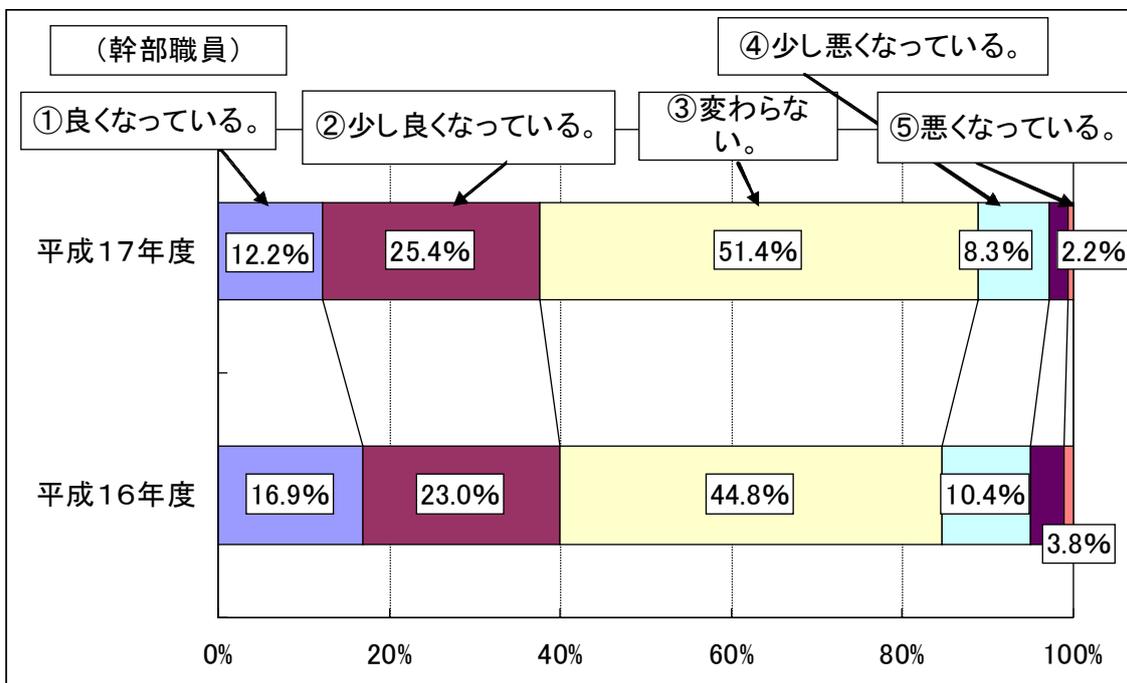
幹部職員については、「良くなっている」は12.2%、「少し良くなっている」は25.4%の合わせて37.6%であり、「悪くなっている」は2.2%、「少し悪くなっている」は8.3%の合わせて10.5%であった。

一般職員については、「良くなっている」は8.8%、「少し良くなっている」は28.7%の合わせて37.5%、「悪くなっている」は0.6%、「少し悪くなっている」は6.6%の合わせて7.2%となっている。(図2)

図2 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどのように思いますか。幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



[参考：昨年度調査結果との比較]



### 【本年4月の倫理規程改正について】

本年4月の倫理規程改正について、改正されたことを知っていたか聞いたところ、「知っていた」と回答した者が54.1%、「知らなかった」と回答した者が44.8%であった。(図3)

また、「知っていた」と回答した者に対して、改正内容についてどの程度知っていたかについて聞いたところ、「ある程度知っていた」と回答した者が73.5%と最も多く、「あまり知らなかった」と回答した者が15.3%、「よく知っていた」と回答した者が11.2%であった。(図4)

図3 本年4月に倫理規程が改正されたことを御存知でしたか。

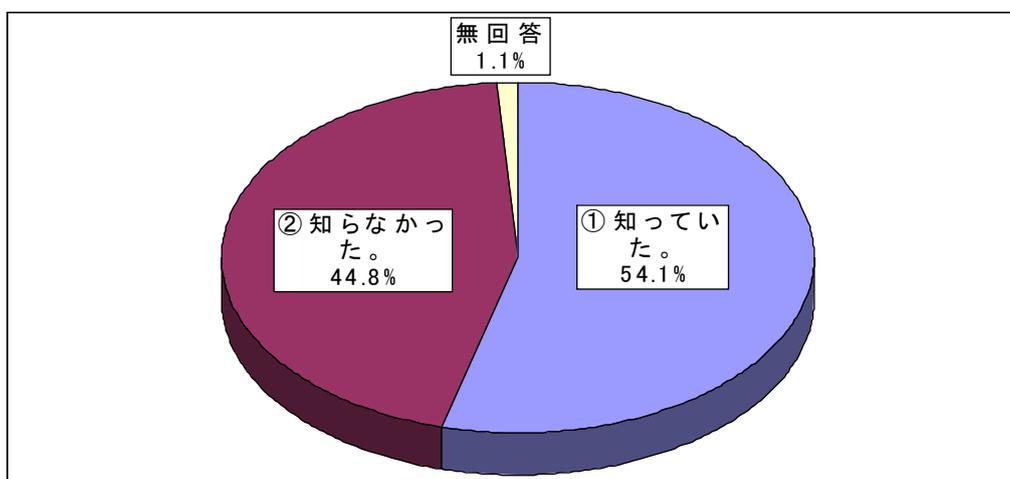
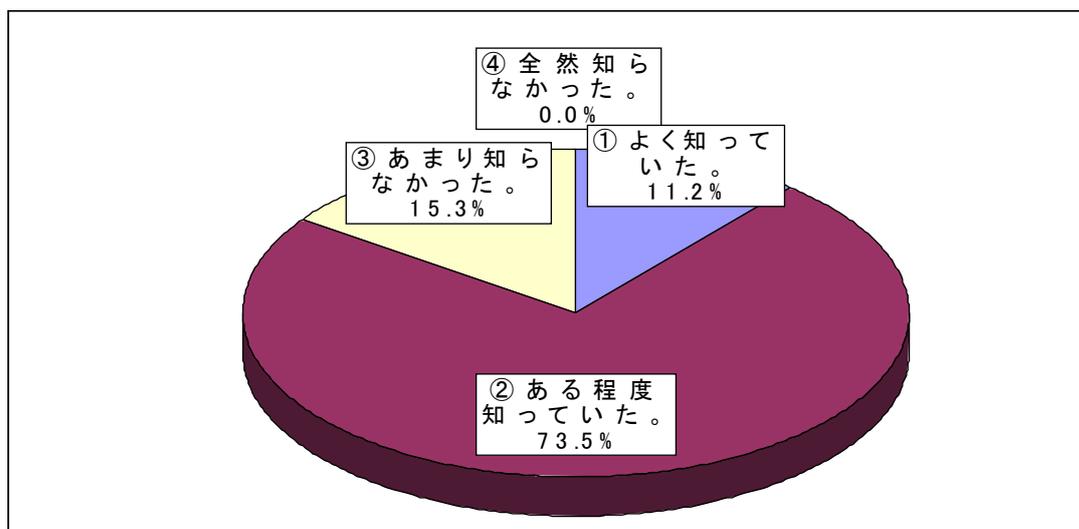


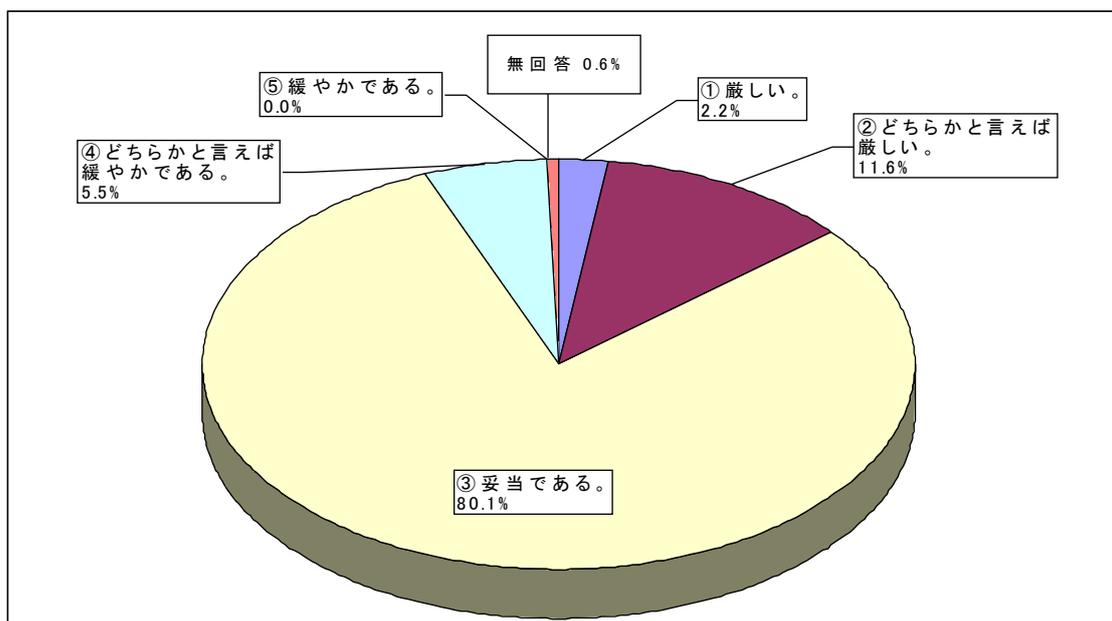
図4 本年4月の倫理規程改正の内容については、どの程度御存知でしたか。(「知っていた」と回答した者98人を対象とした質問)



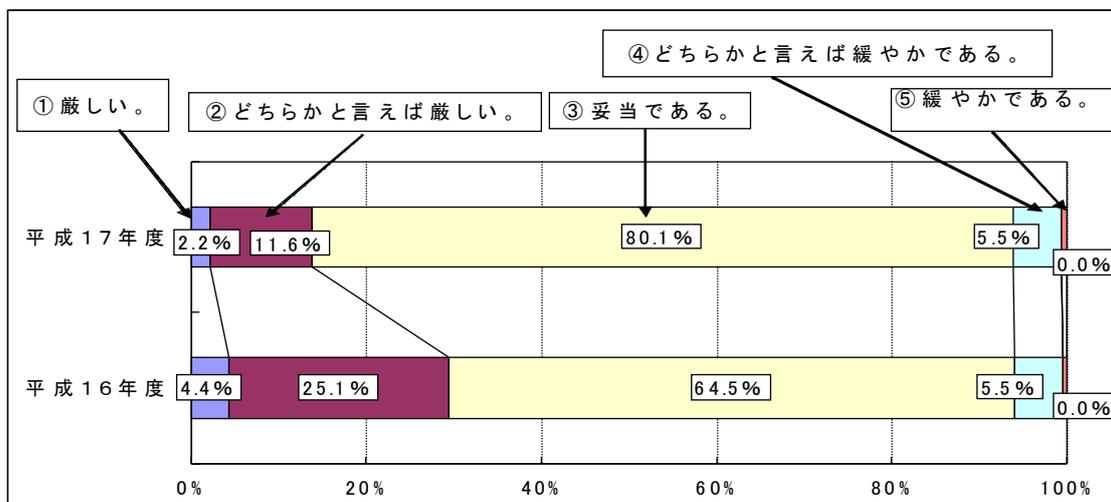
【倫理規程で定められている行為規制の内容全般について】

現在、倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思うかを聞いたところ、「妥当である」と回答した者が80.1%と最も多く、「厳しい」と回答した者は2.2%、「どちらかと言えば厳しい」と回答した者は11.6%であり、合わせて13.8%であった。逆に「緩やかである」と回答した者はなく、「どちらかと言えば緩やかである」と回答した者は5.5%であった。(図5)

図5 本年4月の倫理規程改正の内容を含め、現在倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思いますか。



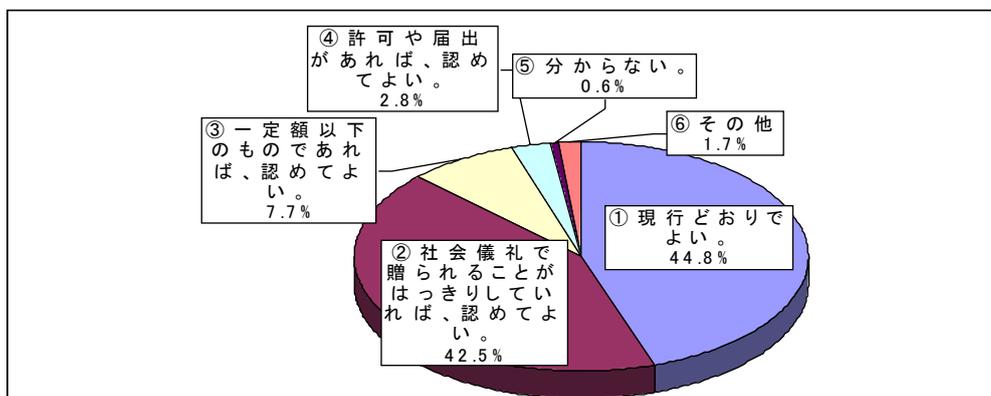
[参考：昨年度調査結果との比較]



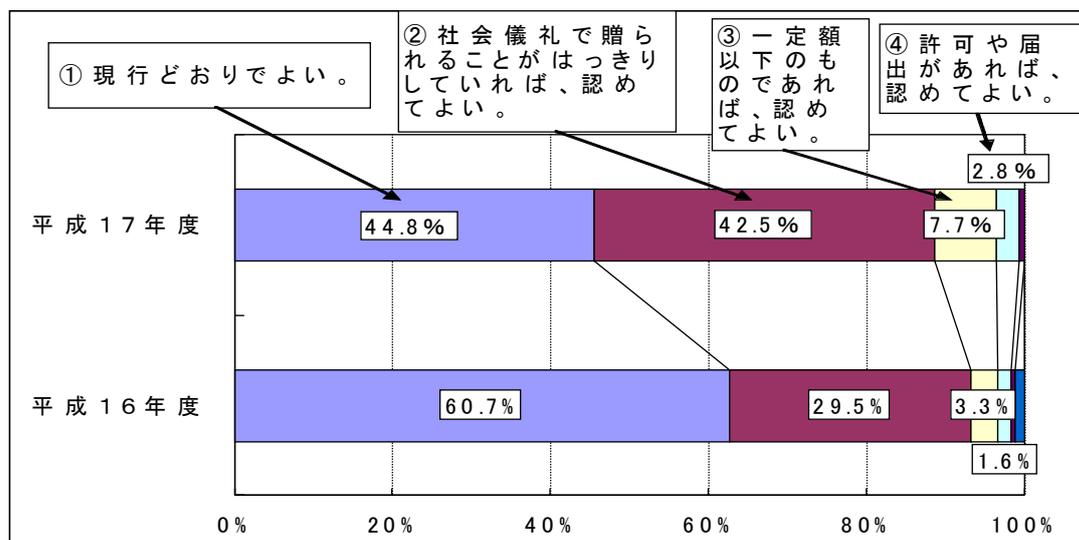
## 【金銭・物品の贈与の受領禁止について】

国家公務員が利害関係者から金銭や物品の贈与を受けることが禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の44.8%であった。次いで、「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」の42.5%、「一定額以下のものであれば、認めてよい」の7.7%、「許可や届出があれば、認めてよい」の2.8%の順となっている。(図6-1)

図6-1 倫理規程では、中元や歳暮、香典等の社会儀礼で贈られる場合であっても、利害関係者から「金銭・物品の贈与」を受けることは禁止されています。これは、過去においてせん別等の社会儀礼を名目に不適切な金銭や物品の贈与が行われたことを踏まえての規制ですが、一方で、「香典等の通常一般に行われている社会儀礼まで禁止されるのは厳しすぎるのではないか」との意見もあります。このような意見を踏まえ、この規制内容についてどう思いますか。

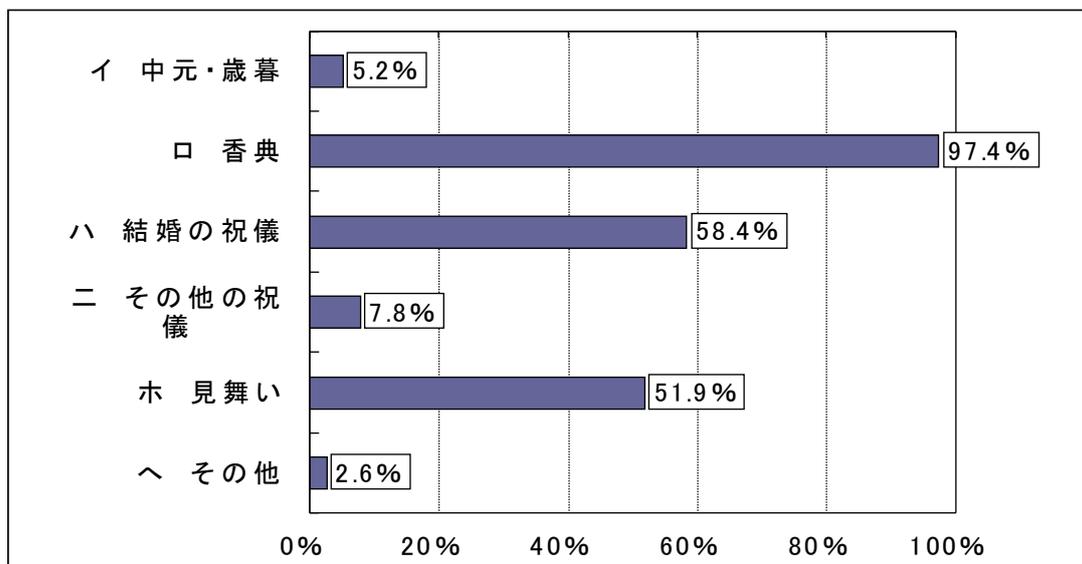


[参考：昨年度調査結果との比較]

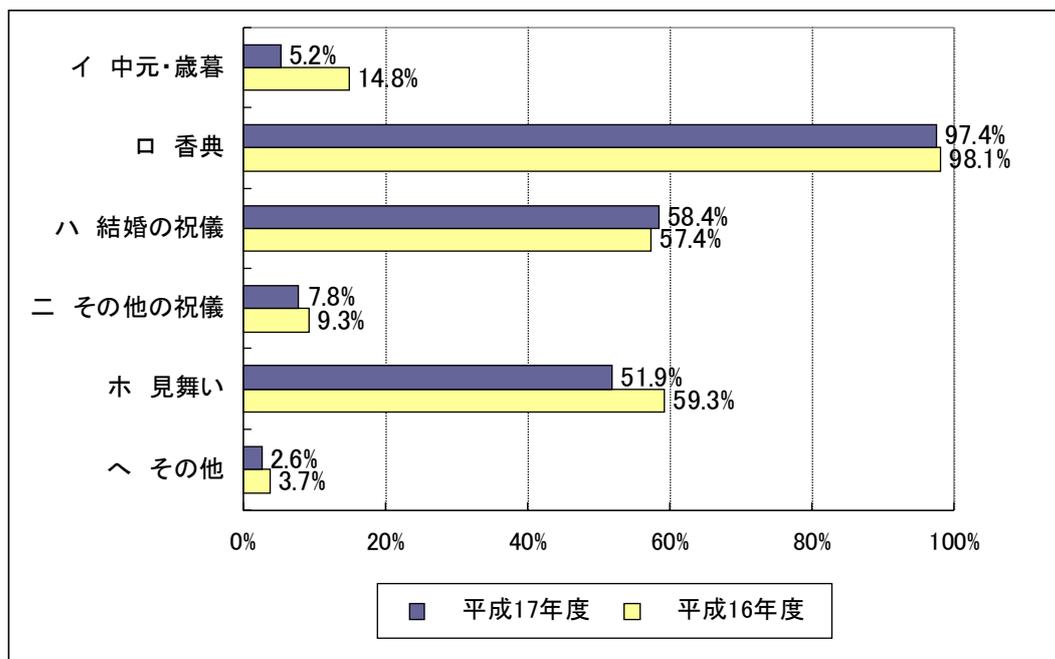


さらに、「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」と答えた者に、「社会儀礼」として認めてよいものを聞いたところ、最も多いのは「香典」の97.4%、次いで「結婚の祝儀」の58.4%、「見舞い」の51.9%の順となっている。(図6-2)

図6-2 この場合、認めてよいものはどれですか。(「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」と答えた者77人を対象とした質問、複数回答)



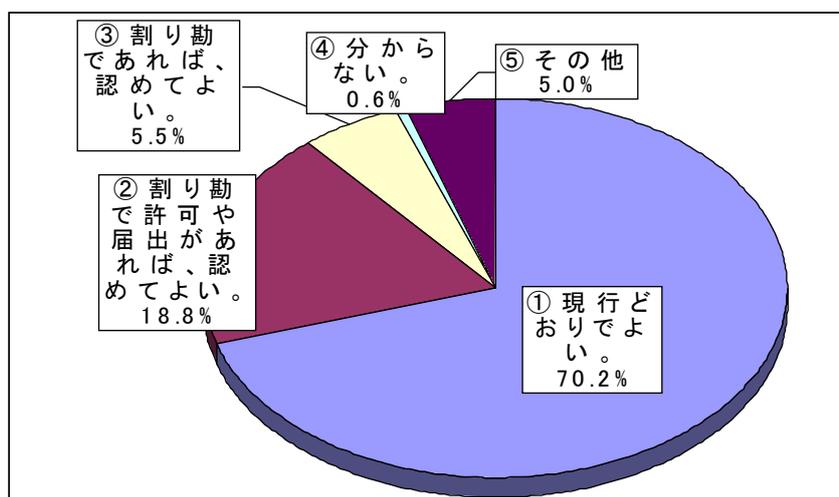
[参考：昨年度調査結果との比較]



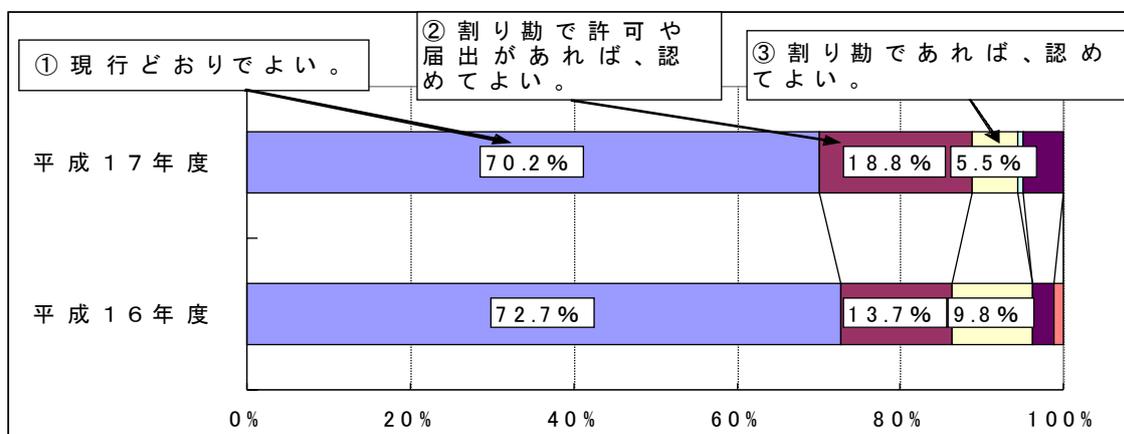
## 【ゴルフの禁止について】

国家公務員が自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者とのゴルフが禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の70.2%であり、次いで「割り勘で許可や届出があれば、認めてよい」の18.8%、「割り勘であれば、認めてよい」の5.5%の順であった。（図7）

図7 倫理規程では、自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者と共にゴルフをすることが禁止されています。これは、ゴルフが過去の不祥事件で過剰接待の典型的なものであったことから、仮に自己費用負担（割り勘）であっても、国民の疑惑や不信を招くおそれがあることを踏まえての規制であり、また、最近の不祥事でも、利害関係者の負担でゴルフ旅行へ行った事案が発覚しているところです。一方で、「ゴルフは健全なスポーツであり、禁止行為から除外すべきではないか」との意見もあります。このような意見を踏まえ、この規制内容についてどのように思いますか。



## 【参考：昨年度調査結果との比較】

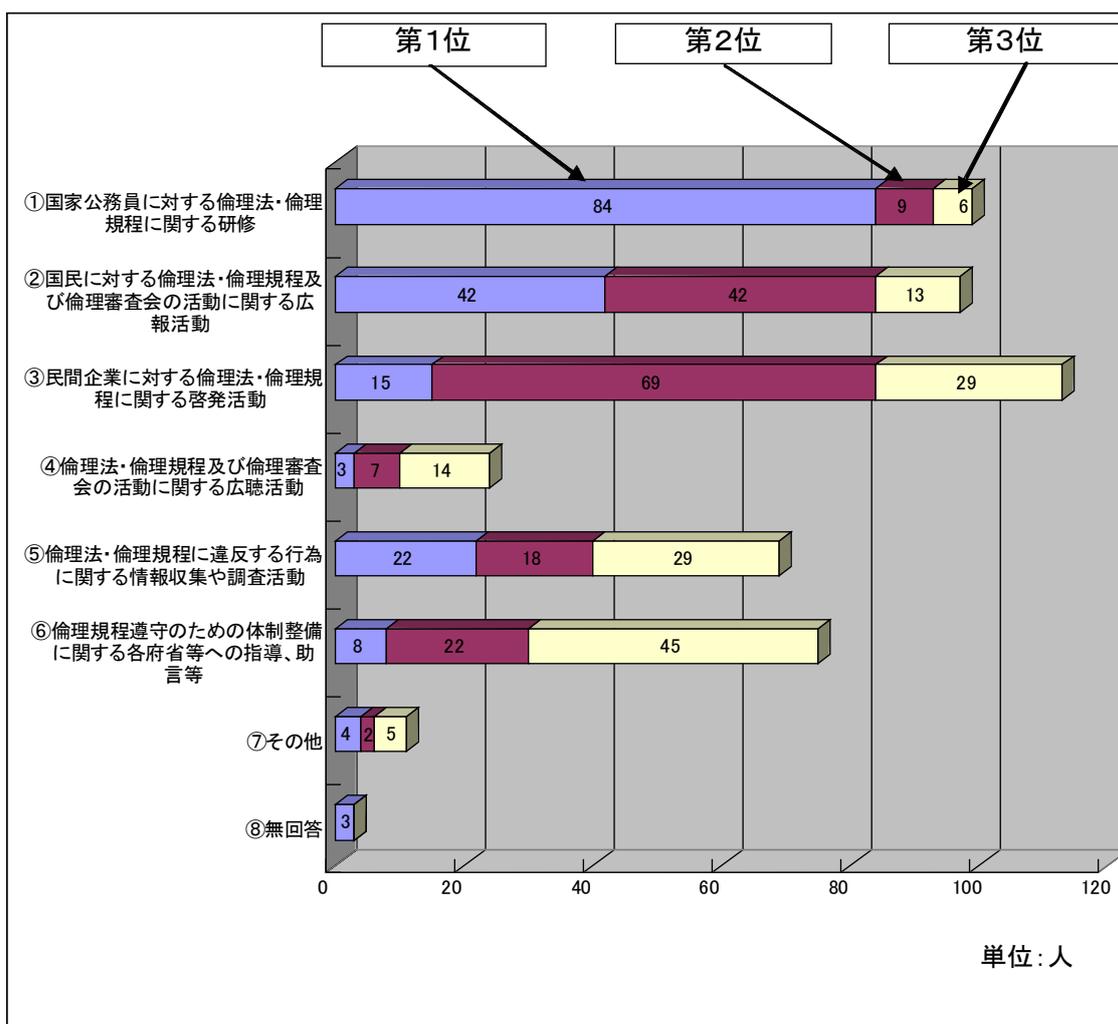


## 【倫理審査会の活動について】

倫理審査会の主な活動内容のうち、現在、取組が不足している、あるいは更なる取組が求められると思われるものについて聞いたところ、第1位に挙げられたものの中では「国家公務員に対する倫理法・倫理規程に関する研修」が最も多く、第2位では「民間企業に対する倫理法・倫理規程に関する啓発活動」、第3位では「倫理規程遵守のための体制整備に関する各府省等への指導、助言等」がそれぞれ最も多かった。

合計数でみると、「民間企業に対する倫理法・倫理規程に関する啓発活動」が113人と最も多く、次いで「国家公務員に対する倫理法・倫理規程に関する研修」の99人、「国民に対する倫理法・倫理規程及び倫理審査会の活動に関する広報活動」の97人の順となっている。（図8）

図8 倫理審査会の主な活動内容のうち、国家公務員の倫理保持の現状を踏まえると、現在、取組が不足している、あるいは更なる取組が求められると思うものはありますか。取組が必要だと思う順に3つ以内でお選びください。

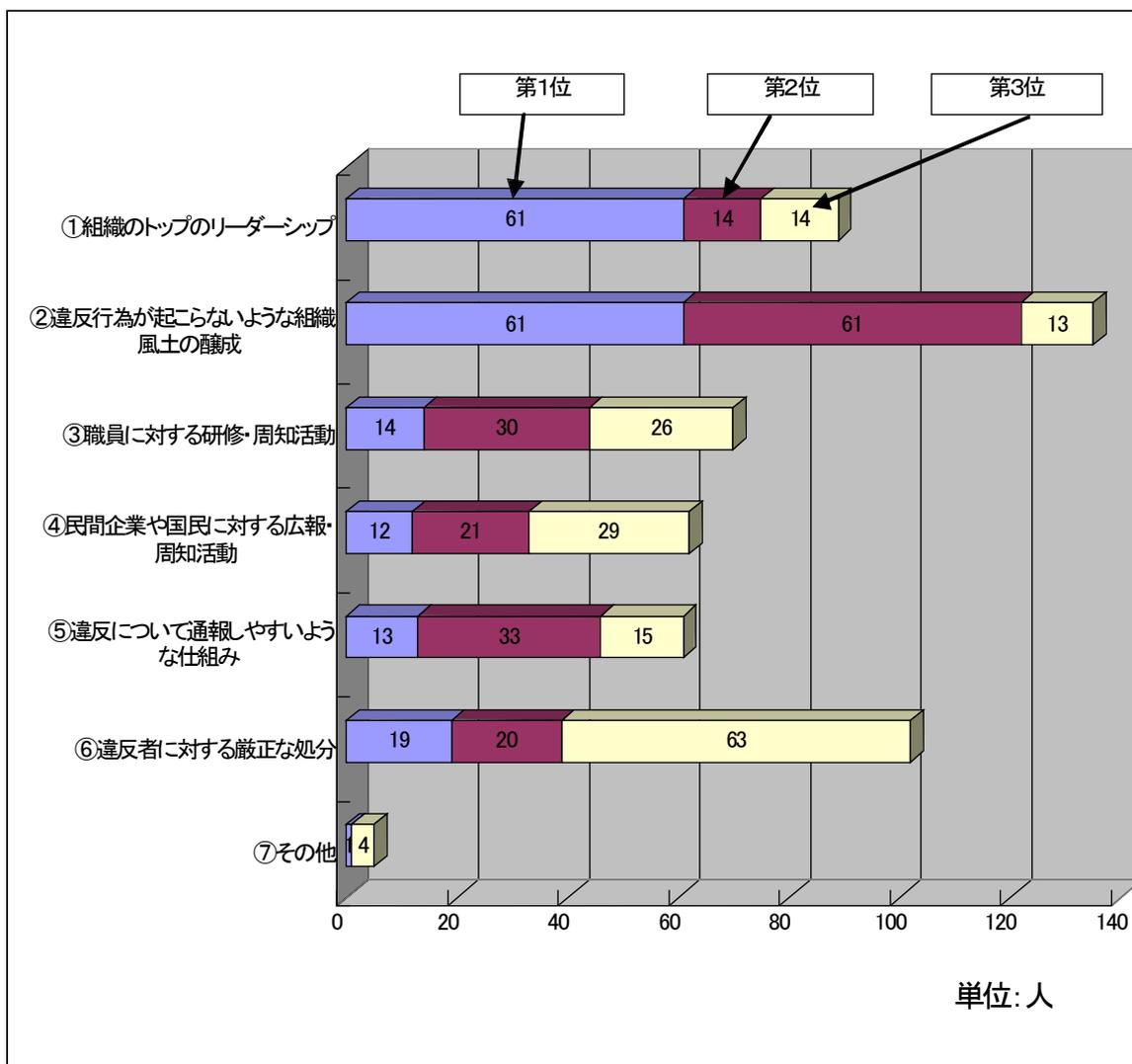


【倫理法・倫理規程違反をなくすために重要なことについて】

倫理法・倫理規程違反をなくすためには、どのようなことが重要と思うかを聞いたところ、第1位に挙げられたものの中では、「組織のトップのリーダーシップ」、「違反行為が起これらないような組織風土の醸成」が最も多く、第2位では「違反行為が起これらないような組織風土の醸成」、第3位では「違反者に対する厳正な処分」がそれぞれ最も多かった。

合計数でみると、「違反行為が起これらないような組織風土の醸成」が135人と最も多く、次いで「違反者に対する厳正な処分」の102人、「組織のトップのリーダーシップ」の89人の順となっている。(図9)

図9 倫理法・倫理規程違反をなくすには、どのようなことが重要だと思いますか。重要だと思順に3つ以内でお選びください。

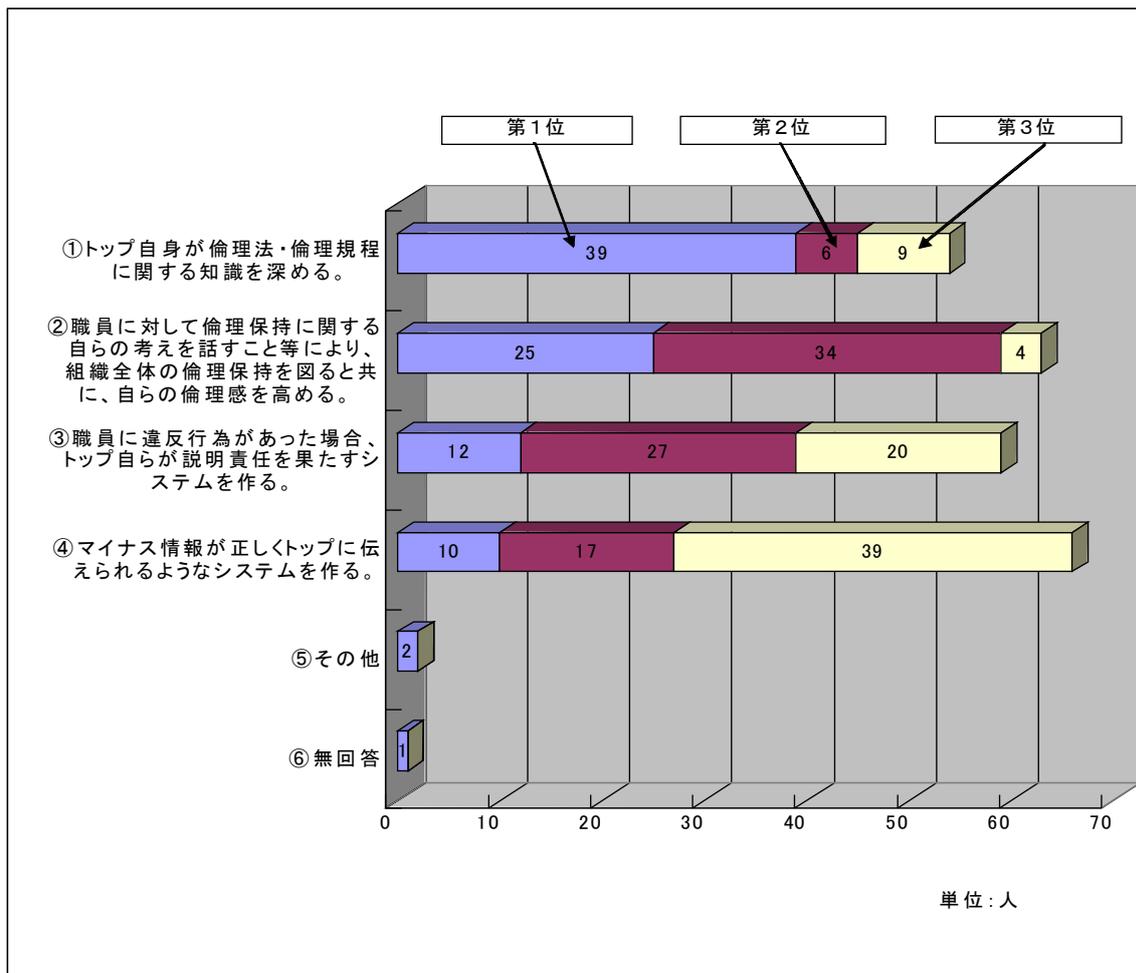


【組織のトップがリーダーシップを発揮するために必要なことについて】

組織のトップがリーダーシップを発揮するためにはどのようなことが必要かを聞いたところ、第1位に挙げられたものの中では「トップ自身が倫理法・倫理規程に関する知識を深める」が最も多く、第2位では「職員に対して倫理保持に関する自らの考えを話すこと等により、組織全体の倫理保持を図ると共に、自らの倫理感を高める」、第3位では「マイナス情報が正しくトップに伝えられるようなシステムを作る」がそれぞれ最も多かった。

合計数では、「マイナス情報が正しくトップに伝えられるようなシステムを作る」が66人と最も多く挙げられ、次いで「職員に対して倫理保持に関する自らの考えを話すこと等により、組織全体の倫理保持を図ると共に、自らの倫理感を高める」が63人、「職員に違反行為があった場合、トップ自らが説明責任を果たすシステムを作る」が59人の順であった。(図10)

図10 倫理法・倫理規程違反を防止するため、組織のトップがリーダーシップを発揮するためにはどのようなことが必要だと思いますか。必要と思う順に3つ以内でお答えください。(「組織のトップのリーダーシップ」を選んだ者89人を対象とした質問)



## 【参 考】

### 〈倫理規程の基本内容〉

- 1 倫理規程による規制の相手方としての「利害関係者」は、一般的な意味で利害関係がある者ということではなく、国との契約の相手方、許認可の相手方、補助金の交付先、所管業界の者など、倫理規程で定められた者に限定されています。
- 2 「利害関係者」との間では次のことはできません。
  - (1) 金銭・物品又は不動産の贈与を受けること（せん別、祝儀、香典又は供花などの名目を問わず受け取れません。）
  - (2) 金銭の貸付けを受けること（金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付けを受けることは、著しく低い利率で貸付けを受ける場合を除き認められています。）
  - (3) 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（職務として利害関係者を訪問した際に、その利害関係者から提供される物品（文房具など）を使用することは認められています。）
  - (4) 無償でサービス（例えば、ハイヤーによる送迎）を受けること（職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供される自動車を利用することは認められています。）
  - (5) 未公開株式を譲り受けること
  - (6) 飲食の提供を受けること（ただし、職務として出席した会議でのお茶菓子や弁当等、多数の人が出席する立食パーティーでの飲食は認められます。）
  - (7) 共にゴルフや旅行をすること（自己費用負担（割り勘）であっても禁止されていますが、公務のための旅行で同行することは認められています。）
- 3 自己費用負担（割り勘）の場合又は利害関係者以外の第三者が費用を負担する場合であれば、利害関係者と共に飲食をすることは自由です。ただし、一人当たりの費用が1万円を超えるときは事前に届出をする必要があります。（平成17年3月以前は、自己費用負担（割り勘）であっても、利害関係者と共に夜間に飲食をする場合、仕事に必要があっても一人当たりの費用が一定程度（出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高1万円程度まで）を超えるときや、仕事に必要がないときには、事前に許可を得る必要がありましたが、仕事に必要な情報収集や意見交換等を行いやすくするため、**本年4月から改正されました。**）

- 4 学生時代からの友人や親戚など「私的な関係」がある場合で、行為の態様などにより問題がないと考えられるときは、上記2の規制はありません。また、「私的な関係」がある利害関係者と共に飲食をする場合には、費用が1万円を超える場合でも、上記3の届出は基本的には必要ありません。
- 5 利害関係の有無にかかわらず、一般常識に照らして過剰な接待を受けることや物をもらったりすること、その場にいなかった者に代金を支払わせること（つけ回し）は禁止されています。
- 6 国の補助金や経費で作成される書籍等や、国が作成数の過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けることが禁止されています。（このような書籍等について監修料を受領することは、国民の疑惑や不信を招きかねないため、**本年4月から、新たに禁止となりました。**）
- 7 利害関係者から報酬を受けて講演や原稿執筆等をする場合、事前に承認を得る必要があります。
- 8 次のことは禁止されています。
  - (1) 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益と知りながら、その利益を受け取ること
  - (2) 自分や他の職員が倫理法・倫理規程に違反する行為をした疑いがある場合に、上司や倫理監督官（事務次官等）、倫理審査会に対して虚偽の報告をしたり、隠ぺいすること
  - (3) 管理職の職員が、部下に倫理法・倫理規程に違反する行為をした疑いがある場合に黙認すること  
（違反行為を組織的に助長したり、真相の解明を妨害する行為を防止するため、**本年4月から、新たに禁止となりました。**）

#### 〈倫理審査会の主な活動〉

国家公務員の倫理というと、公金の着服や横領、セクハラの防止などを含みますが、倫理審査会は、そのような広い意味での倫理全般ではなく、国家公務員と業者との癒着などを防止するための活動を行っています。主な活動は具体的に次のとおりです。

- 1 倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出を行っています。
- 2 倫理法・倫理規程を十分に理解してもらうために、広報活動や研修に関する業務を行っています。
- 3 国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するために、職員から提出される贈与等の報告書の審査を行っています。

- 4 倫理法・倫理規程違反に関する懲戒処分の基準の作成・変更を行っています。
- 5 倫理法・倫理規程に違反する行為に関して、調査や懲戒処分の実施、任命権者が懲戒処分を行う場合の処分の承認を行っています。
- 6 倫理規程遵守のための体制整備に関して、各府省等への指導、助言、必要な措置の要求を行っています。
- 7 倫理法・倫理規程に違反する行為に気付いた者からの通報を受け付けています。(匿名厳守)